

## 資料 4 - 3

基準単価について（厚生労働省健康局長通知）

健発 1 1 2 6 第 9 号  
平成 2 2 年 1 1 月 2 6 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省健康局長

ワクチン接種緊急促進基金管理運営要領における基準単価について

子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例交付金の運営について（平成 2 2 年 1 1 月 2 6 日健発 1 1 2 6 第 8 号同職通知）の別紙「ワクチン接種緊急促進基金管理運営要領」において、別途通知するとされた基準単価については、下記のとおりとする。

なお、当該単価は、平成 2 2 年 1 1 月 2 6 日から適用することとする。

記

1. 子宮頸がん予防ワクチン	1 5, 9 3 9 円
2. ヒブワクチン	8, 8 5 2 円
3. 小児用肺炎球菌ワクチン	1 1, 2 6 7 円

注 1：上記単価については、ワクチンの実勢価格を調査した上で、4 ヶ月毎を目安に改定する。この場合の改定単価の提示は、その適用 3 ヶ月程度前に行う。

注 2：各市町村における基準単価の適用については、市町村の当該年度の事業開始日における基準単価を通年で適用する。